

公益財団法人 岡山市ふれあい公社

中期計画

〈令和3年～令和7年度〉

目 次

I

中期計画の策定にあたって 1

- 1 策定趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の進行管理

II

財団を取り巻く現状と課題 4

- 1 社会情勢(背景)
- 2 岡山市の取り組み
- 3 財団の取り組み

III

基本理念と経営方針 12

- 1 基本理念
- 2 経営方針

IV

実施計画 14

第1章 地域の福祉力を高める 14

- 1 地域を支える人材の育成と活動の支援
- 2 地域とつながる福祉の拠点づくり
- 3 地域と取り組む介護予防・健康寿命の延伸

第2章 専門性を活かした福祉サービスを推進する 25

- 1 福祉のコンシェルジュ機能の強化
- 2 地域を支える福祉サービスの提供・開発及び調査・研究

第3章 組織の実行力を高める 34

- 1 効率的な組織体制の構築
- 2 健全な経営の推進
- 3 地域福祉を担う職員の育成

資料編 40

- 1 定款、2 沿革

I

中期計画の策定にあたって

1 策定趣旨

公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「財団」）は、財団法人岡山市ふれあい公社として、岡山市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができる社会の実現に向けて、必要な人材養成等条件整備を推進するとともに、市民と一緒に地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的として平成4年10月に設立されました。

平成25年7月には公益財団法人に移行し、医療や介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「岡山市の地域包括ケアシステム」^{*1}の構築に寄与する公益法人として、様々な取り組みを行っています。

具体的には、各種講座の実施による健康づくりや生きがいづくりへの支援をはじめ、児童館運営による幼児・児童や保護者への支援、介護予防センターや地域包括支援センターにおける高齢者への支援、ケアマネジメント^{*2}、ホームヘルプ^{*3}、デイサービス^{*4}等の高齢者・障害者への介護サービスの提供等、すべての世代を対象とした地域福祉サービスを実施するとともに、これらのサービスの提供拠点として、ふれあいセンター等の管理運営を行ってまいりました。

また、令和2年度からはこれまでの取り組みに加え、岡山市の方針を受けた放課後児童クラブの運営を開始し、さらに多角的に福祉関連事業を拡充して展開することで、財団の果たすべき役割が一層市民に身近なものになります。

こうした取り組みを行う中、今日の核家族化や一人暮らし、高齢者の増加などの、家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合う力が徐々に弱まりつつある社会においては、高齢者、子どもといった対象者別のアプローチだけで解決できない「ダブルケア」^{*5}等の複雑・多様化した課題への対応や、様々な問題を抱えていても、公的支援制度の要件を満たさない「制度の狭間」にいる市民への支援が課題となっています。

そのため、課題の解決に向けて、これまでの対象者別支援から脱却し、複合的課題に向けた包括的な支援が重要となり、住民をはじめ、ボランティアやNPO、企業など地域全体が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが身近な地域の抱える問題を「我が事」として捉え、積極的に関わることで解決を試みる地域づくりの推進が必要とされています。

これらの課題解決や地域づくりの推進に向けて、財団では各事業の取り組み方について定期的に見直し、さらに充実・発展させるとともに、専門性の発揮や福祉サービスの調査・研究に努め、開発的役割を担

う福祉専門機関として事業展開等を強化することにより、市民一人ひとりはもとより、地域に寄り添い、地域と結びついた事業を推進していく必要があります。

さらには、岡山市が目指す「地域でともに支え合う地域共生社会」を推進する中で、岡山市社会福祉協議会をはじめ、市内外で活動する福祉団体等との連携は欠かせないものであり、財団の果たすべき役割をしっかりと意識した取り組みを進め、さらなる地域福祉の向上に貢献していかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、財団は岡山市の地域福祉の中核を担う法人として、果たすべき使命を基本理念として定め、その理念に沿った事業活動を、確実かつ安定的に展開していくため、ここに中期計画を策定します。

2 計画期間

本計画の実施期間については、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。



用語解説

- ※1 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制のこと。
- ※2 ケアマネジメント：利用者の生活の目標、課題解決に至る道筋と方向を明らかにし、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスのこと。ケアマネジャー（介護支援専門員）が、様々な介護サービスを受けるのに必要なケアプランの作成や、介護に関する相談から手続き、調整等一連の業務を行っている。
- ※3 ホームヘルプ：ホームヘルパー等が、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うこと。
- ※4 デイサービス：要介護状態（支援）となった場合においても、利用者が可能な限り利用者の居宅において、持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようデイサービスセンターや特別養護老人ホーム等の福祉施設に日帰りで通い、食事や入浴、機能訓練、レクリエーション等を受けられる介護サービスのこと。
- ※5 ダブルケア：子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

3 計画の進行管理

中期計画の策定は、財団の理念や目指すべき姿を明確にし、事業を推進するための指針となるものです。本計画が定める財団全体の大きな目標のもとに、実際のサービス提供や地域における公益的な活動を着実に推進します。

計画の進行管理については、5か年をひとくくりとしたPDCAサイクル^{*1}（図1）を進めながら、各事業内でも計画に基づいたPDCAサイクルで評価等を行い、事業を継続・発展させていきます。

また、5年間の最終評価については、次期中期計画の策定に活かしていくものとします。

管理進行イメージ

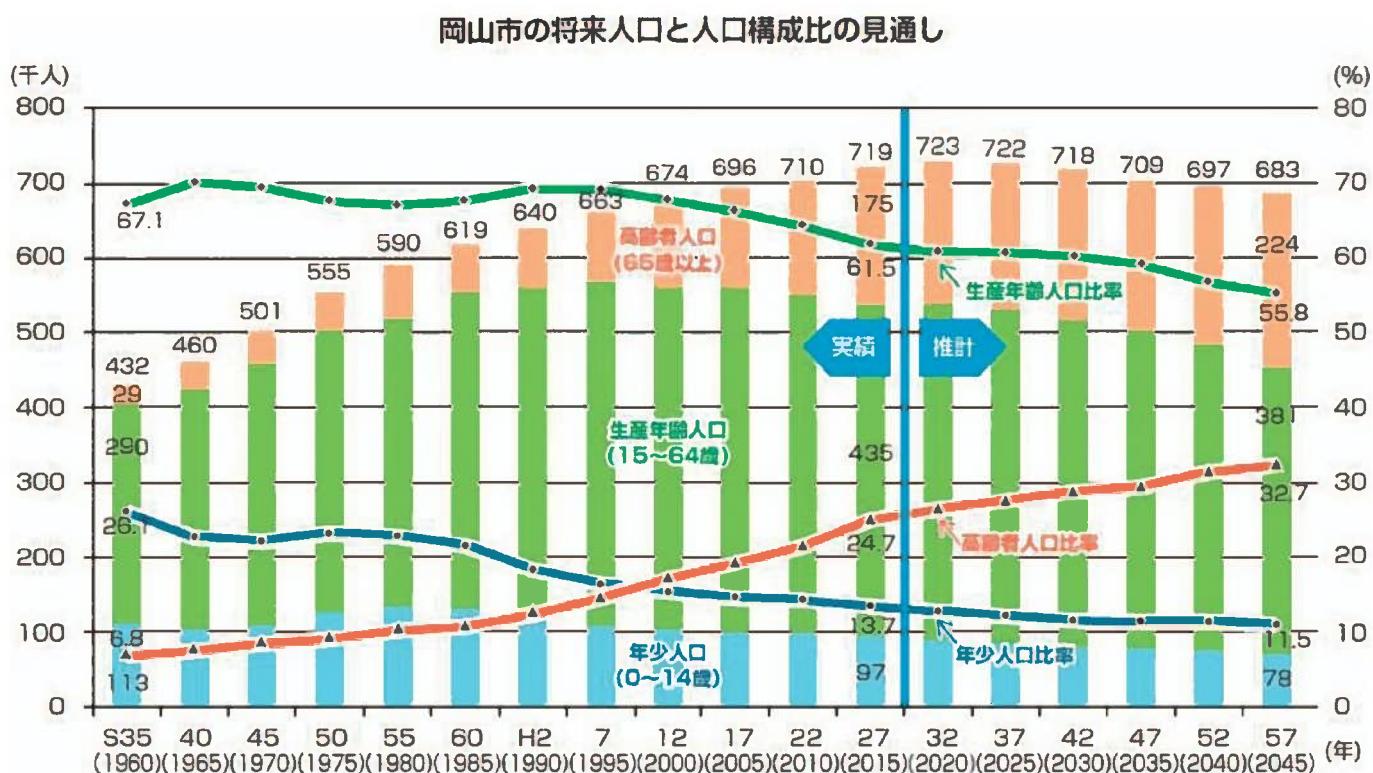
- P (計画)** 基本理念に基づいた財団全体の計画として中期計画を策定します。
年度計画を策定し、計画に基づいた予算編成を行います。
- D (実行)** 中期計画を踏まえ、取り組みを実施します。さらに細かい評価と見直しを実施するため、各事業でも定期的なPDCAサイクルによる進行管理を行い、目標達成を目指します。
- C (評価)** 進捗状況を把握し、目標への達成度を確認します。各取り組みの評価と振り返りから課題や問題点を見つけます。
- A (改善)** 各取り組みの評価に基づき、目標達成に向けた改善・検討を行います。また中期計画全体の評価を行い、次期事業計画の策定につなげます。



1 社会情勢(背景)

日本の総人口は、平成22年をピークに減少し始めており、平成30（2018）年10月1日現在、1億2,644万人となっています。国の推計によると、総人口はその後も減少を続け、令和27（2045）年には1億642万人になるとされており、その間に生産年齢人口^{※2}は5,584万人、年少人口^{※3}は1,138万人に減少する一方、高齢者人口^{※4}は3,920万人に達し、高齢化率も36.8%まで増加すると見込まれています。

岡山市においても、総人口は令和2（2020）年の72.3万人をピークに減少に転じ、令和27（2045）年には68.3万人となる見通しです。人口構成についても、生産年齢人口は38.1万人、年少人口は7.8万人にいずれも減少する一方で、高齢者人口は岡山市的人口の32.7%を占める22.4万人まで増加し、国と同様の傾向で変化することが見込まれています。



「岡山市第六次総合計画」より

用語解説

- ※1 PDCAサイクル：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法のこと。
- ※2 生産年齢人口：労働意欲の有無に関わらず日本国内で労働に從事できる15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。
- ※3 年少人口：0歳から14歳以下の人口。
- ※4 高齢者人口：65歳以上の人口。

II 財団を取り巻く現状と課題

岡山市の年齢4区分別人口構成比の見通し



(注)人口等は現在市域。人口総数には年齢「不詳」を含む。ただし、人口比率は年齢「不詳」を除いて算出。
(資料)総務省「国勢調査」(実績値)、岡山市推計結果(推計値)

(平成29年2月作成)

「岡山市第六次総合計画」より

人口減少・少子高齢化の急速な進行に伴い、労働力や地域活動の担い手不足が起きており、医療・介護費の増大等による給付と負担のアンバランスがもたらす財政状況の悪化など、様々な社会的・経済的な課題が深刻化しています。また、課題そのものも時代の変化とともに、複雑多岐にわたるようになりました。

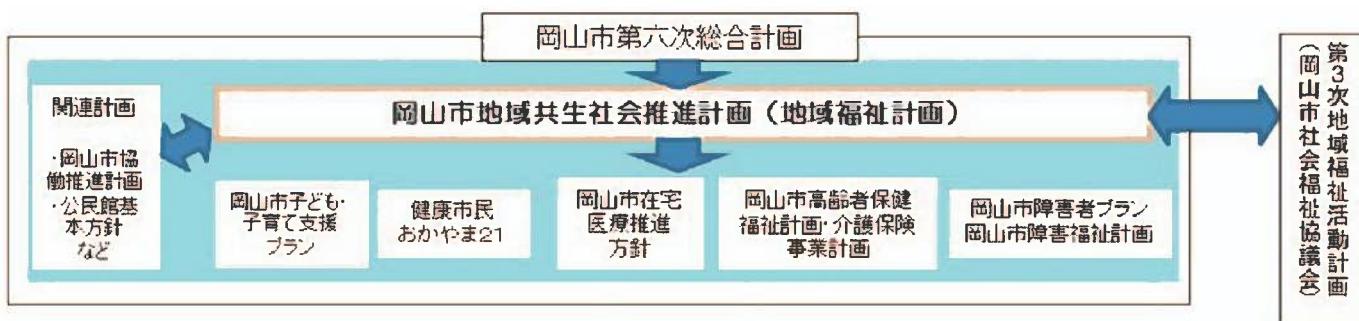
こうした課題に対応するために、国は平成29年に「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を意味する「地域共生社会」の実現を目指した改革を行っていく方針を掲げました。この方針をうけ、社会福祉法など必要な関係法令が改正され、財団も「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備を進めています。

2 岡山市の取り組み

岡山市は「時代の変化や要請、市民の課題意識を踏まえつつ、固有の強みや特性を最大限に活かしながら、活力があふれ、市民が愛着と誇りを持ち、未来へ躍動する都市の実現に向け、岡山市のさらなる発展と市民の満足度の向上をめざした都市づくり」を進めるため、平成28年度からの10年間を計画期間とする「岡山市第六次総合計画」※1を策定しました。

また、この「岡山市第六次総合計画」を上位計画に位置付け、保健・医療・福祉に関する計画として「岡山市子ども・子育て支援プラン」※2「健康市民おかやま21」※3「岡山市在宅医療推進方針」※4「岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」※5「岡山市障害者プラン及び岡山市障害者福祉計画・岡山市障害児福祉計画」※6等を策定し、これらの計画に沿って施策を実施しています。

さらに、先に述べた「地域共生社会」の実現に向け、平成30年4月に「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最初から最期まで続けることができ、地域で生きがいを持って暮らし、地域でともに支え合う地域共生社会の推進」を目的に、岡山市の保健・医療・福祉関連の計画や施策の基本的な指針として「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」を策定し、各分野の取り組みの強化を図っています。



「岡山市地域共生社会推進計画」より

用語解説

- ※1 岡山市第六次総合計画：岡山市の「将来都市像」を定め、「都市づくりの基本目標」と、その実現に向けた「都市づくりの基本方向」を明らかにした、平成28年度から平成37年度までの10年間を期間とする岡山市の中長期的なまちづくりの指針。
- ※2 岡山市子ども・子育て支援プラン：「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、岡山市が今後進めていく子育てや子ども・若者への支援施策の方向性や目標を総合的に定めたもの。
- ※3 健康市民おかやま21：健康増進法に基づき、市民の健康増進の総合的な推進を図るために方向性や目標を定めた計画。市民、企業、専門団体、地区組織、健康ボランティア、公民館、学校園等との連携による健康づくりを推進している。
- ※4 岡山市在宅医療推進方針：全ての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくように、保健・医療・福祉分野の連携を強化するとともに、安心を支える最適な地域医療システムを構築し、予防、診療から介護まで切れ目のないサービスを受けられる仕組みづくりについて今後の施策・事業展開の方向性を定めたもの。
- ※5 岡山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画：岡山市が目指す「住み慣れた地域で安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」の実現に向けた高齢者福祉施策の個別計画。高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開し、岡山市の地域包括ケアシステムを深化・発展させるとともに、地域共生の社会づくりを推進する。
- ※6 岡山市障害者プラン及び岡山市障害者福祉計画・岡山市障害児福祉計画：国の障害者計画と岡山県の障害者計画を基本とし、岡山市の状況を踏まえ、障害者施策のうちでも特に身近で重要なサービスである障害福祉サービス、児童福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についてなど、障害者施策全般を総合的に推進するための岡山市の計画。

II 財団を取り巻く現状と課題

3 財団の取り組み

財団における公益目的事業^{*1}は、「福祉・健康・生涯学習推進事業」、「児童福祉推進事業」、「地域包括支援事業」、「高齢者・障害者福祉推進事業」、「施設管理運営事業」の5つで構成されており、世代や障害の有無等を問わず、岡山市民の福祉の向上のために事業を実施してきました。

① 福祉・健康・生涯学習推進事業

ニーズに即した各種講座やイベント等の開催を通して、福祉専門職やボランティア、地域活動の担い手の育成を図るとともに、健康寿命の延伸につながる心とからだの健康づくりの支援、子育て世代や社会的弱者に対する福祉支援等に積極的に取り組み、岡山市民の福祉の向上と健康増進を推進しています。

● 実施講座数

講座内容		講座数	受講者数
人材養成事業	福祉専門職やボランティア、地域活動の担い手を養成する講座 (認知症介護実践研修・介護職スキルアップ・手話学校・ウォーキングサポートー養成講座 など)	208	4,980人
心とからだの健康事業	健康増進・介護予防を目的とした運動講座やいきがいづくりを応援する講座 (筋力UPトレーニング・ヨガ・水中ウォーク・園芸 など)	324	7,277人
福祉支援事業	子育て世代や障害者等に対する支援として、知識習得講座や社会活動のきっかけとなる交流の場を提供する講座 (運動あそび講座・障害者支援ダンス教室 など)	159	3,848人
合計		691	16,105人



プールでの健康づくり講座



地域人材養成講座

II 財団を取り巻く現状と課題

- 年間イベント実施回数 102回 参加者 109,875人
- 運動施設(アスレチックコーナー) 利用者数 127,499人



イベント



アスレチックコーナー

② 児童福祉推進事業

児童館の管理運営を通じて、放課後の児童や幼児への健全な遊びの場の提供や保護者への子育て相談等、子どもたちが健康で情緒豊かに育つための支援を行っています。なかでも幼児の会などの子育て支援の取り組みが、「乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報の提供、助言その他援助を行うこと」を目的とした「地域子育て支援拠点事業^{※2}」と認められ、各ふれあい児童館で事業を実施しています。また、令和2年度から、放課後児童クラブ^{※3}の運営を開始し、次代を担う児童の健全な育成を支援します。

- ふれあい児童館年間利用者数
182,580人
- 地域子育て支援拠点事業
 - 実施回数 767回
 - 参加者数 57,366人
- 児童館での子育て相談件数
771件



児童館 絵本の読み聞かせ

用語解説

- ※1 公益目的事業：公益法人認定法上の概念で、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する（同法）別表各号に掲げる種類の事業」であり、「不特定かつ多数者の利益の増進に寄与する」もの。
- ※2 地域子育て支援拠点事業：公共施設や保育所、児童館など身近な地域において乳幼児（主として概ね3歳未満の児童）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うことで子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする事業。
- ※3 放課後児童クラブ：児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

II 財団を取り巻く現状と課題

③ 地域包括支援事業

地域包括支援センターの運営を通じて、地域高齢者的心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行ってています。また、高齢者の総合相談窓口として、環境に応じた様々な相談への対応を行っています。団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）の超高齢社会を見据え「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」の5つが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを継続的かつ着実に実施することにより、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を目指しています。

また、岡山市の指針に基づき、高齢者やその家族から認知症に関する相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぐなど、高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するための支援体制の構築を図っています。加えて、地域住民や、学校・企業などを対象に認知症についての正しい理解を広げ、地域で支えるまちづくりを支援しています。

- 総合相談支援^{*1} 相談人数 11,011人
- 認知症サポーター養成講座^{*2} 受講者 3,510人
- 認知症支援チーム推進員による相談支援 延べ支援回数 416人



地域包括支援センター（総合相談支援）



認知症サポーター養成講座

④ 高齢者・障害者福祉推進事業

介護予防センターの運営を通じて、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、介護福祉士、健康運動指導士の多様な専門職が協力しながら、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人ととのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進しています。また、専門職が地域に出向いて個別に指導を行う等、自立支援のための取り組みを進めています。

- 介護予防教室^{*3} 38か所 延べ参加者数15,563人
- あつ晴れ!もも太郎体操^{*4}活動団体 277団体
- アドバイス訪問^{*5}事業(ケアマネジメント訪問事業含む) 186人 202回訪問

ケアマネジメント・ホームヘルプ・デイサービス等の事業では、支援が必要な高齢者及び障害者に対し、「尊厳の保持」と「自立支援」及び「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本に、必要に応じた適切なサービスの提供を行っています。

- ふれあいシニアカレッジ^{*6} 参加者数 100名
- ケアマネジメント事業 利用者 1,135名
- ホームヘルプ事業 利用者 767人 延べ利用回数83,748回
- デイサービス事業 利用者 355人 延べ利用回数31,217回



デイサービス



ふれあいシニアカレッジ

用語解説

- ※1 総合相談支援：高齢者やその家族などからの幅広い相談内容に対し、適切なサービス、関係機関や制度利用につなげる支援のこと。
- ※2 認知症サポーター養成講座：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする援助者を養成する講座。
- ※3 介護予防教室：65歳以上の岡山市民を対象に、財団の専門職が出向き、体力の衰えを防ぐ方法、栄養バランス、お口の体操、もの忘れ予防の生活術などを講話や「あつ晴れ!もも太郎体操」の実施により伝える教室。地域の方と交流しながら、介護予防を通した生きがいのある地域づくりと継続した介護予防活動に取り組むための拠点づくりを行っている。
- ※4 あつ晴れ!もも太郎体操：主に高齢者を対象とした市民の健康寿命延伸・介護予防のため、財団が考案した体操。「ストレッチ体操」「お口の体操」「筋力トレーニング」の3つの運動を組み合わせた内容。
- ※5 アドバイス訪問：高齢者が年齢による体力の衰え、病院からの退院直後で心身機能の低下がみられる等で、在宅生活に不安をかかえながら適切な相談先がない場合に、財団の専門職が出向き、ご本人の状態や自宅の環境などを考慮した介護予防アドバイスを行っている。
- ※6 ふれあいシニアカレッジ：シニア世代に必要な知識を身につけるとともに、日常生活の中で行う簡単な体操を行い健康増進・介護予防を行う講座。同時に、参加者同士の交流を深め、楽しく、生きがいのある生活を送ることも目的としている。

II 財団を取り巻く現状と課題

⑤ 施設管理運営事業

岡山市の福祉・健康・生涯学習の拠点施設であるふれあいセンターや岡山市ウェルポートなださきの機能を最大限に發揮するため、岡山市をはじめ、岡山市社会福祉協議会などの関係団体との連携を図りながら、管理運営の効率化、施設の利活用等に取り組み、地域福祉の充実に貢献しています。

●年間来館者数　　ふれあいセンター192万人　岡山市ウェルポートなださき38万人

●情報コーナー利用者　　26万人



岡山ふれあいセンター



西大寺ふれあいセンター



北ふれあいセンター



西ふれあいセンター



南ふれあいセンター



岡山市ウェルポートなださき



情報コーナー（岡山ふれあいセンター）

（掲載数値はH30年度実績）

III

基本理念と経営方針

財団が目指す市民福祉の向上のためには、それぞれの分野での専門性を活かすことはもとより、常に調査・研究を進め、福祉サービスの開発を担う福祉専門機関として、更なる各事業の深化が求められます。

一方、岡山市が目指す福祉のまちづくりに向け、各事業の取り組み方を見直し、情報や地域ニーズの共有を図りながら、各事業が結びつき連携することで、地域に寄り添い、地域と結びついた事業を展開する必要があります。

そのためには、職員一人ひとりの持てる力を最大限發揮し、使命である市民福祉の向上に貢献しなければなりません。

1 基本理念

財団を取り巻く状況を踏まえ、果たすべき使命として基本理念を次の通り定めます。

岡山市ふれあい公社は、
「市民福祉の向上を使命とし、
ともに生きることができる
健康・福祉のまちづくり」
に貢献します

市民一人ひとりが、健康で生きがいをもち、いきいきとした生活ができるよう、健康づくり・介護予防を推進し、たとえ介護や支援が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで安心して続けられる「健康・福祉のまちづくり」に、様々な福祉サービスの提供を通じて貢献します。

また、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人が、世代や分野を超えてつながり、地域の課題解決に地域全体で取り組む「地域共生社会」の実現を目指した事業の開発・提供を行い「ともに生きることができ」るまちづくりに貢献します。

III 基本理念と経営方針

2 経営方針

基本理念を実現するため、組織として中期的な事業展開に取り組む際に、重視すべき視点を経営方針とし、次の通り定めます。

- 市民ニーズに即したサービスの提供
- 市民に寄り添い、共に歩む事業運営
- 人を育て、人が育つ組織風土の醸成
- 透明性の確保された合理的で健全な経営

市民ニーズに即したサービスの提供

私たちは、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人を対象に、市民ニーズに即した福祉・健康・生涯学習サービスを開発し、提供するとともに、地域福祉の担い手やボランティア等、地域で活躍する人材の育成に努めることで、地域共生社会の実現を目指します。

市民に寄り添い、共に歩む事業運営

私たちは、公益的な存在であることを自覚するとともに、地域福祉の拠点づくりや、地域との相互連携を重視した事業運営を行うことで、地域共生社会の実現を目指します。

人を育て、人が育つ組織風土の醸成

私たちは、職員一人ひとりを財産として尊重し、各種研修を行う事で、地域と共に生きることができる社会の実現に資する人材として職員を育成します。また、笑顔が輝く職場になるよう職員の満足度を高めます。

透明性の確保された合理的で健全な経営

私たちは、持続的・継続的なサービス提供ができるよう、安定した財政運営に努めます。また、計画的な予算の執行管理と内部統制の強化により、透明性を確保します。

第1章 地域の福祉力を高める

地域の福祉力とは、地域住民がお互いの多様性を受け入れ、協働の場を通じて住民が自ら地域のあり方を構想し、構築していく能力のことです。

様々な分野の組織、関係機関と地域住民が、互いに地域内の問題を共有しながら連携することで、課題を早期に発見し、解決や予防に向け対策を講じる仕組みが機能していることが重要です。

また、総合的で切れ目のない連携と、より身近な地域内での支え合いのネットワークの構築のため、地域ごとのニーズに合わせた取り組みが求められています。

近年では、行政の力や制度だけでは解決しにくい、複合的に問題が絡んだものや、細分化し対応が難しいケースなどが増えており、多元的でより細やかな地域の実情に応じたつながりを形成するとともに、住民が主体的にお互いの暮らしを支え合い、継続的に助け合える、地域のもつ福祉力があらためて必要とされています。

財団では、地域住民が主体となって、継続的に活動できるような意識の醸成や人材の確保・育成、居場所づくり、健康増進・介護予防の意識の向上などを通じて地域づくりを進めており、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人への総合的な支援を行ってきました。今後も、それらが抱える複合的な問題や、各分野を横断する課題に対して、様々な取り組みを進めていくことが求められます。

こうした多くの課題に対応するため、財団の医療・福祉専門職と各専門機関等とのネットワークを強化するとともに、今まで培ってきた福祉サービス運営のノウハウを活かして「地域共生社会の実現」に向けて役割を果たし、効果的な支援と地域に根ざしたサービスのさらなる展開・推進に努めます。



1 地域を支える人材の育成と活動の支援

地域活動の担い手不足や、新たな人材の発掘は、岡山市でも多くの地域で課題となっており、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、できる範囲の役割を担い、関わることのできる機会を創出することが求められています。

財団はこれまでにも、地域の福祉力向上のため、福祉や介護の技術や知識を習得する講座や、ボランティア等を養成する講座、また、育児に関する知識や子育てに役立つ講座など年間約100講座以上を実施しており、数多くの方に参加いただいている。

そして、次代を担う子どもたちが健康で情緒豊かに育つため、また、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、地域全体で支えるまちづくりを支援しています。

今後も、地域で活躍できる福祉人材を創出する機関として、情報・技術・知識等を持った地域を支える人材を幅広く育成していきます。また、事業を適宜見直し、改善しながら地域との連携を強化することで、地域ニーズに対応した取り組みを進めていきます。

重点取り組み項目

○地域とつながり活躍できる人材の育成

福祉人材養成機関としての新たな仕組みの整備（新）

現在実施している福祉人材養成に関する講座において、研修内容だけでなく、運営方法や広報、システム構築など、これまでの講座運営にとらわれない多角的な検討を行うことで「福祉人材養成機関」として質の高い福祉専門職の養成を目指します。

ボランティアの育成と地域での活動支援

手助けを必要とする人々への支援につなげるため、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりを担う人材を育成します。障害者や子育てを支援する講座等、各種人材養成講座を引き続き推進するとともに、岡山市社会福祉協議会等とも連携しながら、地域で継続的にボランティア活動が行えるよう支援する仕組みを作ります。

地域ニーズを反映させた、即戦力となる人材の育成や講座の実施

地域団体・組織や企業との交流の機会に積極的に参加するとともに、財団がもつ医療・福祉専門職の現場力を活かしながら、地域ニーズを反映させた、即戦力となる地域人材の育成や講座の実施につなげます。

○子どもが地域社会とつながる活動の支援

子どもとその健全育成に資する団体等へ活動機会の提供（新）

子どもと地域がつながりを持てるよう、子どもの健全育成を目的に活動している団体や、地域住民等がボランティアとして活動できる機会を提供します。

子どもを地域の一員として育てるための支援

財団の施設やイベント等において、地域の中高生のボランティアをしたいという意欲に応じた積極的な受け入れを行い、子どもたちが地域の一員として関わり、地域の人と人とのつながりや助け合いの大切さを理解しながら社会体験ができる機会を提供します。

○認知症への理解を深める活動の支援

安心して通い続けることができる生活の場を活用した人材の育成

認知症等の状態が変化しても通い慣れた場に安心して通い続けることができるよう「地域の介護予防教室」や「あっ晴れ！ もも太郎体操」の会場等でも認知症サポーター養成講座等を開催し、理解者の輪を広げます。また、地域だけではなく、企業や学校等においても認知症サポーターを養成し、地域全体で地域を支える人材を育成します。

地域の支え合い活動の支援と人材の育成

関係団体と連携し、地域住民の支え合い活動の支援や認知症サポートリーダーの活動を支援することで、住み慣れた地域で生活を継続するための住民相互の支えあいのまちづくりを推進する人材を育成します。



地域人材養成講座

IV 実施計画

主な事業

事業分類	実施事業
◆福祉・健康・生涯学習推進事業	ボランティア・地域活動人材養成事業
	福祉人材養成事業
	岡山市手話奉仕員養成事業 他
◆児童福祉推進事業	児童館管理運営事業
◆地域包括支援事業	認知症高齢者及び家族への支援事業

目標設定

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R7)
■質の高い福祉人材の養成 (福祉人材養成講座等の受講者)	2,581人	4,000人
■地域を支えるボランティアの養成	286人	500人
■認知症サポーターの養成人数	3,510人	4,200人



2 地域とつながる福祉の拠点づくり

財団では、市内6か所に設置されたふれあいセンターや岡山市ウェルポートなださきを、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人が、暮らしと生きがいをともに創り高め合う地域福祉の拠点施設として活用する必要があると考えます。

そのため、地域住民や各種ボランティア団体が協働して行う誰でも気軽に参加できる催しや、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人を対象とした各種講座等、財団の強みを活かした独自の取り組みを実施してきました。

引き続き、地域共生社会の実現のために、ふれあいセンターや岡山市ウェルポートなださきを、誰もが集うことのできる「通いの場」として定着を図り、地域の福祉拠点としての役割を、さらに強化・推進していきます。

また、ふれあいセンター5館で運営しているふれあい児童館では、地域子育て支援拠点としての役割も担っており、交流の場の提供や、子育ての相談・援助・情報提供だけでなく、子育て家庭が孤立するのを防ぐため、地域の関係機関や専門機関との連携も強化しています。

令和2年度から開始する放課後児童クラブの運営では、今まで培ってきた子育て関連事業の経験を活かし、子どもが健全に育つ居場所づくりをより一層推進していきます。

一方で、地域住民の健康寿命延伸や住民相互の支え合い体制の強化、居場所づくり等の課題の解決に向け、医療施設・福祉施設などの身近な機関と連携し、財団に所属する専門的知識を有した人材を地域で活用しながら、地域における拠点づくりも積極的に行います。

重 点 取 り 組 ミ 項 目

○健康増進の拠点づくり

健康増進や介護予防のための活動場所の提供（新）

「あつ晴れ！もも太郎体操」「ストレッチ体操^{*1}」などを用いて、ふれあいセンターや岡山市ウェルポートなださきを拠点とした介護予防活動団体の定期的な通いの場の創設を推進します。

施設を活用した健康維持・増進の場の提供（新）

福祉の拠点である身近な施設として、ふれあいセンターや岡山市ウェルポートなださきをより活用してもらうために、会議や催し物での来館だけでなく、健康維持・増進のための場としても利用できるよう施設の活用を推進します。

用語解説

*1 ストレッチ体操（ふれあい健康体操）：市民の健康寿命延伸のため、財団が考案した、ストレッチ体操と筋力トレーニングを組み合わせた体操。「けがの予防」「血行の促進」「疲労回復」の効果がある。

IV 実施計画

他業種との連携による、地域活性型の活動場所の拡大（新）

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、さまざまなサービスを充実するため健康寿命の延伸・住民相互の支え合い体制の強化・居場所づくりに向け、医療施設・福祉施設などの機関と連携し、介護予防の拠点拡大を図ります。

○生きがいづくりを目指した通いの場づくり

ふれあいシニアカレッジやチャレンジ教室等、高齢者や障害者を対象とした講座の実施

高齢者や障害者の生活の質の維持向上や社会活動の機会として、講座や教室を実施することにより、参加者同士が交流し、生きがいづくりを目指す「通いの場」を創出します。

○情報の提供やイベント開催等による集いの場づくり

ふれあいセンターを活用した集いの場づくり

各ふれあいセンターにおいて、介護予防・健康づくりから演奏会・映画会など、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人が参加できる催しを実施しています。また、講座受講生の発表会や、ボランティア及び福祉団体に活動の場を提供しています。引き続き、多くの方に利用いただけるよう整備・拡充します。

施設を活用した連携事業の開始（新）

財団内他部署との連携、地域の組織機関等との協働による各ふれあいセンターのフリースペース等を活用した事業やイベントを開催することを通して、ふれあいセンターの来館者に向けて財団が取り組む福祉サービスの効果的なPRを行います。

誰もが安心して過ごせる場としての環境整備

ふれあいセンター等の市民が利用する施設のバリアフリー化をさらに推進し、誰もが安心して過ごせる場として、利用者視点に立った環境整備に努めます。

また、認知症サポートステッカーを掲示する等、認知症の人やその家族等が声をかけやすい環境の整備に努めます。



センター外観（岡山ふれあいセンター）

○子育て支援と子どもの居場所づくり

放課後児童クラブの運営（新）

令和元年より始動した放課後児童クラブ運営の体制確立と、機能強化により、運営の安定化を図るとともに、地域における子ども・子育て世帯への支援の充実を図ります。

子育てに関する講座やイベントの実施

子どもの健全育成に資するイベントや親子参加型の講座を実施し、子どもの活動機会を設けることや、児童館や地域で活躍できる子育て支援のボランティアを養成し、その活躍の機会を設けることで、子どもたちが健全に安心して過ごせる居場所を充実させます。



児童館（幼児の会）



児童館（子育てサロン）

IV 実施計画

主な事業

事業分類	実施事業
◆福祉・健康・生涯学習推進事業	子ども・子育て支援事業
	生きがいづくり支援事業
	障害者支援事業
	健康づくり支援事業 他
◆児童福祉推進事業	児童館管理運営事業
	放課後児童クラブ事業
◆地域包括支援事業	認知症高齢者及び家族への支援事業
◆高齢者・障害者福祉推進事業	介護予防センター事業
	在宅福祉運営事業
◆施設管理運営事業	岡山市ふれあいセンター管理運営事業
	岡山市ウェルポートなださき管理運営事業

目標設定

指標	基準値(H30)	目標値(R7)
■高齢者・障害者の通いの場づくり (高齢者・障害者対象の講座・イベント等参加者数)	9,072人	11,000人
■児童館利用者の満足度	—	90%
■施設利用者の満足度	83%	90%

3 地域と取り組む介護予防・健康寿命の延伸

誰もが住み慣れた地域で生活・活動するためには、出来るだけ長く健康な状態を維持し、老化から来る衰えをあらかじめ予防していくことが必要です。

財団では、介護予防センターにおいて、専門職による運動機能、口腔機能の向上などを取り入れた教室を実施するとともに、「あつ晴れ！もも太郎体操」を地域主体で取り組める介護予防として普及・啓発しています。

また、各ふれあいセンターでも、高齢者に限らず、運動習慣のきっかけづくりや健康意識の向上のために、市民が気軽に通える初心者向けプログラムの講座や講演会の実施、運動施設（アスレチックコーナー等）の運営などを行い、市民の健康寿命の延伸に取り組んでいます。

重点取り組み項目

○介護予防事業の推進

機能強化による事業の推進

介護予防センターの介護予防に資する地域づくりのノウハウと地域包括支援センターの地域の実情に応じて収集した情報をもとに連携を強化し、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを充実させ、更なる介護予防に向けた事業展開や地域づくりの支援に繋げます。

「あつ晴れ！もも太郎体操」の普及・啓発

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、身近な場所で仲間づくりを行いながら、介護予防活動を継続できるきっかけとして「あつ晴れ！もも太郎体操」のさらなる普及・啓発を行います。

介護予防センター機能の拡充

介護予防センターでは、フレイル予防^{*1}や社会参加を通じた介護予防の推進、住民の通いの場の充実等、更なる介護予防普及・啓発のために、地域とのつながりやネットワークを構築しながら、所属する専門職の知識を活かした介護予防の機能強化や支援機能の充実を図ります。

用語解説

*1 フレイル予防：フレイルは健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことで、要介護状態に進まないよう、適切な治療や予防を行うこと。

IV 実施計画

○心身の健康意識の醸成

健康づくり講座において、効果の分析・検証のためのアンケートやデータの収集（新）

モニター講座やアンケート調査の実施により、健康意識の改善・効果等について分析し、検証を行います。検証を継続的に行うことで、効果的な主催講座による市民の健康寿命の延伸を目指します。

市民の健康づくり支援を目的とした財団組織連携会議の実施（新）

財団内の医療・福祉専門職が連携し、健康に関する講座等に積極的に関わることで、市民への健康づくりプログラムの内容充実・拡充を図り、より効果的なプログラムの提供を行います。

○継続した介護予防・健康づくり

切れ目のないサービスの提供

健康づくりを目的とした講座、運動施設、介護予防センター、デイサービス等の各種サービスの連携を強化することで、住民が自分の状態にあった健康維持・増進サービスを、継続的に切れ目なく利用できるように提供します。



健康づくり支援講座



「あつ晴れ！もも太郎体操」

主な事業

事業分類	実施事業
◆福祉・健康・生涯学習推進事業	健康づくり支援事業
	アスレチックコーナー運営事業
	高齢者支援事業 他
◆高齢者・障害者福祉推進事業	介護予防センター事業
	通所介護事業 他

目標設定

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R7)
■あつ晴れ! もも太郎体操 実施団体数	300団体	400団体
■フレイル対策の普及啓発活動	—	330回
■介護予防・健康寿命延伸への取り組み (健康づくりや介護予防に関する講座やイベント参加者数)	142,330人	145,000人



第2章 専門性を活かした福祉サービスを推進する

財団は、設立当初から現在に至るまで、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人への総合的な支援を行っていますが、時代の経過に伴うニーズの多様化・複雑化や制度改正等に対しても、適切かつ柔軟に対応していかなければなりません。

これらの支援には、保健師・看護師・理学療法士・作業療法士等の医療職や、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士等の福祉職の職員がその中心を担っており、長年にわたって支援を続けてきた実績が、技術や知識として蓄積されています。

今後もこれまで実施してきた事業の内容を精査しつつ、継続して実施することに加え、「新たなサービスの開発、提供」という役割も担っているため、これまでに蓄積したノウハウ等を活用しながら、児童館や地域包括支援センター、介護予防センター、デイサービスセンター等の機能を十分に発揮し、既存事業及び先駆的な事業、それぞれを積極的に進めが必要です。

なお、財団がどのような団体で、どのような事業を展開しているのかを、市民に効果的・魅力的に発信し、身近なサービスを提供していることや、岡山市の地域包括ケアの中核的存在であること等を広く知りたいことが、必要不可欠です。

また、近年、相次ぐ自然災害についても、平素から防災意識の啓発や情報提供を行い、発災後においてノウハウ等や専門性を活かして、災害弱者や被災者に対して提供する支援等について、具体的な方策や取り組みを早急に構築する必要があります。



1 福祉のコンシェルジュ機能の強化

財団は、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人に専門的な福祉サービスを提供する、他には類のない機関です。その特性を生かし、福祉に精通したコンシェルジュ^{*1}として、制度をまたがったり、狭間にあつたりする相談や課題に対しても、制度・対象者の枠にとらわれず適切なサービスが受けられるよう、相談窓口の機能をさらに強化し取り組んでいきます。

現状においても、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、高齢者本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じて様々な相談を受けています。医療・福祉の専門知識を持った職員が、相談者の状況に応じて専門的・継続的な支援や緊急対応等の必要性を判断し検討しながら、高齢者を包括的にサポートしています。人それぞれに合わせた福祉サービスを的確に受けられるようにするために、地域と福祉・介護が連携したワンストップ相談支援が行えるような体制づくりにも取り組んでいます。

ケアマネジメント事業では、支援困難なケースにも対応できる事業所として、介護や支援を必要としている高齢者・障害者に対し公正な視点でサービス計画を作成し、サービス提供機関との連絡・調整や支援を行っています。

また、ふれあい児童館では、地域子育て支援拠点事業として、子育て家庭や子どもの育成環境を支援するために、親と子が抱える悩みに対する相談や援助、情報や交流の場の提供を行っています。妊娠期から子どもが育っていく過程で、親と子が抱える子育てに関する負担を軽減できるよう、専門機関や保健センター等の行政機関とのネットワークづくりや、地域との交流の拡大にも力を入れています。

平成30年7月の豪雨災害時の経験を踏まえ、被災・避難後の要援護者の安否確認や、福祉に精通した専門職員が窓口として相談を受け、地域や医療・福祉関係機関との情報共有など、必要に応じた避難支援が行えるよう仕組みを整えています。

これまでに受けた相談、課題解決の経験を活かし、柔軟に対応できるよう事業を拡充させ、市民に必要とされる一体的な福祉サービスの展開に努めています。今後も、その機能をより充実・強化させ、福祉のコンシェルジュとして市民と福祉をつなげる役割を担います。

用語解説

*1 コンシェルジュ：お客様のあらゆる相談や要望に合わせ情報の提供などを行う「総合案内係」。

IV 実施計画

重点取り組み項目

○福祉サービスの総合相談窓口の機能強化

「ふれあいセンター・岡山市ウェルポートなださき」における 総合案内機能・情報提供機能の強化

ふれあいセンターや岡山市ウェルポートなださきは、市民に身近な福祉拠点施設として整備されたものであり、市民と岡山市の制度・福祉サービスとを結びつけられるよう、総合案内機能・情報提供機能の強化を図るとともに、効果的な活用を進めます。

複合的な課題解決に向けた支援体制の構築

「ダブルケア^{※1}」等の複合した課題や、ニーズの変化に対し、地域包括支援センターは「住民に身近な総合相談窓口」として、行政や関係機関との連携体制をとりながら、断らない相談支援を中心とした支援体制を構築します。

高齢者や障害者を支えるケアマネジメントの強化

財団の介護保険及び障害者総合支援事業所では、支援が困難なケースにも対応できる事業所として、介護や支援を必要としている高齢者・障害者に対し公正な視点でサービス計画を作成し、サービス提供機関との連絡・調整の強化を図りながら、より質の高い支援を行います。また、事業所には、ケアマネジメントの過程において把握した世帯の問題点について、制度や担当分野の垣根を越えて、その問題に関する窓口につなぐ役割が求められるため、岡山市や地域包括支援センター等多機関・多職種との連携を強化し、チームとして取り組みます。

子育て家庭の相談・援助を行う支援の強化

ふれあい児童館では、子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流できる場を提供し、子育てに関する不安や悩みの相談や援助を行っています。また、必要に応じて専門機関や関係機関と連携・調整を行います。



児童館（幼児の会）

○効果的・魅力的な情報発信

ソーシャルネットワークサービス(SNS)^{※2}や ホームページ(HP)を活用した効果的な広報活動の実施

広報活動が効果的なものとなるようにSNSやHPを活用し、高齢者だけでなく、子育て世代や壮年期世代などにも幅広く広報を行うことで、多様な福祉サービスの情報を発信します。

効果的な情報発信のための体制づくり

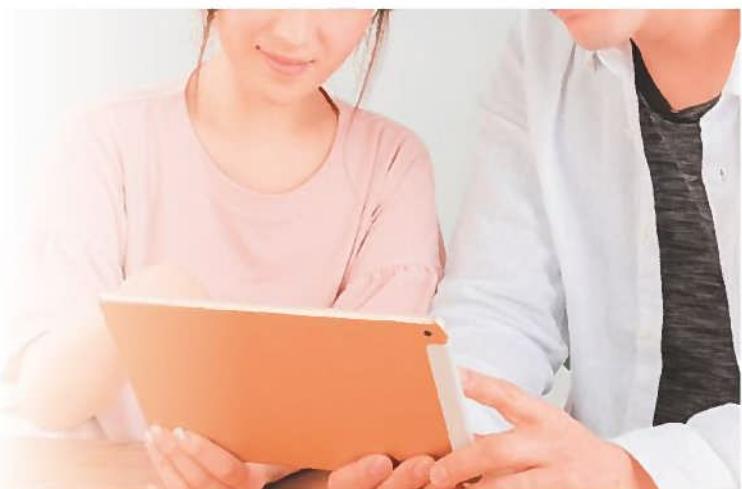
今までの広報内容の充実を図り、必要な知識や技術を持つための研修の実施、広報担当職員の配置、また、財団の全事業を横断的にアピールするような広報等を実施し、認知度の向上を図りつつ新たな来館者やサービス利用者増を目指します。

○災害時の被災者支援

災害時の被災者支援(新)

台風等災害発生時に支援が必要な方に対して、情報提供や必要なサービスの手続き等の支援を行うとともに、被災し避難されている要援護者等の相談対応等を行い、福祉や医療の支援が適切に行き届くよう関係機関と連携・調整を行います。

また、平素から地域組織や関係機関と緊密な連携・関係づくりに努め、災害弱者や被災者に対して提供する支援等について取り組めるよう備えます。



用語解説

※1 ダブルケア：子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

※2 ソーシャルネットワークサービス(SNS)：インターネットを利用して誰でも手軽に情報のやり取りができる、ブログ、Facebook、Twitter、Instagramなどのこと。

IV 実施計画

主な事業

事業分類	実施事業
◆児童福祉推進事業	児童館管理運営事業
◆地域包括支援事業	総合相談支援事業
◆高齢者・障害者福祉推進事業	居宅介護支援事業 他
◆施設管理運営事業	岡山市ふれあいセンター管理運営事業 岡山市ウェルポートなださき管理運営事業

目標設定

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R7)
■ふれあいセンター等での相談件数 (地域包括支援センター 総合相談支援)	55,940件	59,000件
(介護相談支援センター)	—	500件
(児童館 地域子育て支援拠点事業)	771件	800件



2 地域を支える福祉サービスの提供・開発及び調査・研究

財団には、多数の医療・福祉の専門職が所属しており、多様な福祉サービスを提供しています。これらのサービスがより有効かつ効率的に実施されるためには、地域、各種組織との連携づくりや、新たな事業の企画・開発が重要だと考えています。

地域包括支援センターでは、認知症の方とその家族を初期の段階からサポートするため、専門の担当者を配置して地域に密着した支援体制を築き、認知症の早期発見・早期支援に努めています。さらに、地域包括ケアシステムの中核として、課題の発見や解決、ネットワークの構築のために地域ケア会議^{*1}を推進するとともに、地域だけでの解決が難しい課題については、岡山市が開催する地域ケア推進会議^{*2}に提言するなど、地域や岡山市等との連携づくりを推進しています。

また、公益法人の使命として、サービス事業所が不足しがちな中山間地や離島で生活する要支援者・要介護者に、介護サービスの提供を行っています。さらに、障害のある人に向け、サービス利用計画の作成、ヘルパー派遣などを行うだけでなく、社会活動につながる講座やイベントを実施し、高齢者・障害者・子どもなどあらゆる人が、安心して生活を送ることのできる地域づくりに努めています。

今後も地域資源^{*3}の有効活用や活性化と、築いてきた様々なネットワークを活かした事業展開を行い、より地域と密着した福祉サービスを提供します。さらに、地域のニーズに応じてより細やかで専門性の高い新たなサービス等について、調査・研究に取り組みます。

重 点 取 り 組 み 項 目

○「地域包括ケアシステム」の推進

多様な主体との連携を活かした「地域包括ケアシステム」の推進

岡山市や関係団体、並びに地域で活動する団体等との情報交換や連携を強化することにより、福祉課題を抱える人や、地域ごとのニーズを見逃さず、必要な福祉サービスの提供に繋げます。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる健康福祉のまちづくりを目指す「地域共生社会の実現」に向けた地域包括ケアシステムを強化・推進するため、財団の持てる人材や組織内連携を活かしながら公益性の高いサービスの提供を行います。

用語解説

※1 地域ケア会議：地域包括支援センターが開催及び立ち上げ支援を行っている、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域における課題の発見の場として行われる会議。

※2 地域ケア推進会議：地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、岡山市が主催し、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行う会議。

※3 地域資源：支援を必要とする方のニーズに合わせ、自治体、介護事業者、ボランティア団体、NPOが提供する様々な支援のうち、介護保険外サービスなど公的な制度に基づかない技術や知識を含む、有形無形の人的資源すべてのこと。

IV 実施計画

互助を育む通いの場や学びの場の創出

地域の支えあい活動の拠点として、財団の専門職が地域における各種関係団体と連携しながら、互助を育む通いの場や学びの場の創出を支援します。

○「地域共生社会」の実現に向けた地域での支え合い活動の推進

地域での支え合い活動の推進

地域の多様な関係者とともに地域の仕組みづくりを進める業務（地域マネジメント）を担う地域包括支援センターが中心となり、元気な高齢者や住民が、地域での支え合い活動の担い手として活動できるような体制づくりを推進します。また、隣近所や地域、企業も含めた見守り体制への働きかけを行います。

なかでもふれあいセンター等の利用者に向け、認知症高齢者等が行方不明になった際の捜索協力事業（岡山市行方不明高齢者さがしてメール事業^{*1}）について情報提供し、協力者の増加を図ることで地域での見守り体制の強化につなげ、認知症の人等が安心して外出が続けられる環境の整備を支援します。

世代を超えた交流・支えあいの場の提供

ふれあいセンター等を活用した認知症カフェの開催支援や、財団が築いてきたネットワークを活かしたイベントや交流活動等を行い、認知症の人や家族等が有する能力を活かし、尊厳を守られながら、地域の担い手としての役割が発揮（活躍）できるよう支援します。

子どもや子育て世代に向けた働きかけ

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、若い世代においても相談機関に早期に繋がるよう、関係機関と連携し、子どもや子育て世代などの若い世代に向けた認知症の理解を深める活動を行います。



イベント

○公益法人としての事業の推進

在宅福祉サービス従事者の養成

高齢者・障害者サービスの更なるニーズの増加を見据えて、財団内部での連携を図りながら財団の専門職を活用した無料講習を実施する等、持てる人材を活かしながら、在宅福祉サービス従事者の養成にも積極的に取り組みます。

公益性の高いホームヘルプ事業等の推進

サービス事業所が不足しがちな中山間地や離島等において、すべての人が人生の最期まで住み慣れた自宅で生活を送れるよう、引き続きホームヘルプ事業等、福祉サービスによる支援を行います。

共生型デイサービスの実施（新）

高齢者と障害者に対し、同じ事業所において、同時一体的にサービスを提供する共生型デイサービスを実施することで、障害者が介護保険の適用になつても通いなれたデイサービスを利用し続けることが可能になります。また、共生型サービスでは、新たに利用者ごとの個別支援計画を作成する事により計画に基づいた専門的な支援へつながるため、状態像の維持・改善が期待できます。多様な利用者が共に暮らし、支え合うことによる、役割の創出や日常生活の改善も目指します。

障害者支援団体等との連携イベント

障害者が積極的に地域に参加・貢献するとともに、人々が互いの多様性を認め合える機会の創出のため、ふれあいセンターで連携イベントを行います。

○新たなサービスの展開に向けた研究・開発

高齢者サービスの事業研究・開発

これまでの縦割りのサービス提供でなく、人と人、人と資源が「丸ごと」つながり、地域を基盤として住民、行政と一体となって課題に応えられる、地域共生社会を築くため、財団は地域の福祉事業者としてサービスの研究、開発とともに、必要に応じて市への提言を行い、市民サービスの向上を目指します。

利用者満足度（CS）の向上

利用者満足度調査を通じて、多様化する利用者ニーズを的確に把握し、「何が求められているか」を常に意識しながら、データに基づいた効果的な事業展開を行います。

用語解説

※1 岡山市行方不明高齢者さがしてメール事業：岡山市の実施事業。行方不明となった高齢者を検索する一助として、行方不明になる恐れのある高齢者と検索に協力可能な事業者や市民を事前に登録し、行方不明高齢者が出た場合に、登録された情報を協力者等にメール配信し、検索協力をねらうもの。

IV 実施計画

主な事業

事業分類	実施事業
◆福祉・健康・生涯学習推進事業	福祉・健康・生涯学習調査研究事業
	イベント事業 他
	権利擁護事業
◆地域包括支援事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
	地域ネットワーク構築事業
	認知症高齢者及び家族への支援事業 他
◆高齢者・障害者福祉推進事業	居宅介護支援事業
	訪問介護事業
	通所介護事業 他

目標設定

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R7)
■共生型デイサービスへの移行	—	100%
■介護保険サービスや障害福祉サービスの利用者満足度	—	90%
■介護プラン作成数	95,768件	103,000件

第3章 組織の実行力を高める

財団が福祉の専門職集団として、また、公益法人として、質の高い地域福祉サービスを提供するためには、組織の実行力を高めることが大切です。

「組織の実行力」とは、市民福祉の向上に必要な運営能力であり、組織体制の整備や人材の確保、経営の安定、職員の人才培养等により、組織そのものの能力をより高める事こそが、基本理念である「市民福祉の向上」に繋がるものです。

職員が生き生きと働くことが出来る環境整備に努めながら、効率的な組織体制が維持できるよう工夫し、職員全員が同じ目的・目標を持ち、一丸となって市民福祉の向上に取り組む機運を醸成しなければなりません。

財団の職員は、相互理解を図りながら綿密に連携することはもとより、職員一人ひとりが、財政面も含め経営的な感覚を養うとともに、必要な知識や方向性を理解し、組織の一員として自覚しなければなりません。また、財団も職員を財産ととらえ、研修等を通して職員の育成に努めることにより、職員一人ひとりの能力の向上を図り、組織全体の実行力の向上に繋げます。

一方、組織として、安定的・継続的に運営を行うためには、企画や組織運営を確実に実行し得る人材を育成すると同様に、組織自体の財政基盤の強化も重要です。

そのためには、自主財源の確保に努めるとともに、適正な経営水準を維持するための機構について継続的に見直しを行い、持続的な財団運営が可能となる体制整備が不可欠です。



1 効率的な組織体制の構築

福祉サービスを効果的に進めるためには、業務に応じた組織・人員・システム体制を構築し、効率的に財団を運営する必要があります。

財団は、これまでも複雑・多様化する社会ニーズへの対応や福祉制度の改正等に対応するため、折々に組織体制の改編等を行ってきました。近年は、よりスムーズな内部統制の取れた指揮系統のもと各業務が効率的に実施できるよう体制を整えていますが、継続的に確実かつ効率的な運営体制の構築を目指す必要があります。

また、事業を継続的に実施するためには必要な人材を確保する必要があり、特に保健師や看護師・保育士等の医療・福祉専門職は全国的にも人材不足となっており、その確保策も大きな課題となっています。

そのため、財団の事業所としての魅力向上も課題となります。財団では、女性職員の積極的な登用や、有期雇用職員から無期雇用職員へ、専門職から管理・監督職へとキャリアアップできる仕組みを作るなど、積極的に取り組んできました。引き続き、働き方改革を推進し、職員の採用や職員配置の適正化、及び財団独自の人事評価制度の導入についても検討する等、事業の拡充や多様化する業務に弾力的に対応できる強固な組織を作るとともに、持てる人材の力を十分に発揮できる財団を目指します。

重点取り組み項目

○効果的・効率的な組織体制の検討

組織体制の整備と人員配置

財団の取り組む各種の福祉サービスが、より効果的に展開するための組織体制を整備します。また、単年度の事業計画進捗状況等を確認しながら、適正な人員数の配置、将来にわたる職員の年齢構成等を考慮した採用・配置等を行います。

採用活動の強化

業務に必要な人員数を正確に調査し、各種広報やメディアの活用、学校等との連携を図りながら、採用活動を強化し、優秀な人材の確保に努めます。

能力や意欲・適性を最大限に活かすことのできる人事評価制度や人事システムの構築

すべての職員が持てる力を十分に発揮できるように、職員の能力や実績を重視したキャリアパスの構築を進め、職員のモチベーションの向上を図ります。また、公平な評価制度の導入や職員の能力・適性等に対応した任用制度等の検討を引き続き行い、職員の自主性と職務意欲を高める仕組みの構築に努めます。

さらなる女性の活躍促進に向けた取り組み

働き方の改善に向けた取り組みや職員に対する研修、啓発などを通じて、女性職員が活躍できる職場づくりを推進します。

時間外労働の削減等、働き方改革の推進

労務管理システムの導入や残業管理の適正化を行うとともに、職員一人ひとりの意識改革や、仕事の生産性の向上を図るための取り組み方について再確認を行い、時間外労働の削減を推進します。また、定年延長についても引き続き検討を重ね、働き方改革を推進します。

○緊急時における事業継続の視点

事業継続計画 (Business Continuity Plan)^{*1}の策定

近年、大規模災害が頻発していることから、財団の危機管理能力を高め、非常時での業務を円滑・確実に実施するために、緊急時における事業継続計画 (Business Continuity Plan) の策定を進めます。

これまでの取り組み

- ◆組織体制の見直し・整備
- ◆キャリアパス制度の活用
- ◆専門職確保に向けた取り組み



用語解説

*1 事業継続計画 (Business Continuity Plan) : リスクマネジメントの一環であり、行政や企業が大規模災害発生時等の緊急事態において、的確に判断し行動するために、方法や手段等をあらかじめ整理し、取り決めておく計画。

2 健全な経営の推進

福祉サービスを継続的・安定的に推進するためには、健全かつ透明性を持った経営が必須です。そのため財団は、ホームヘルプ事業や、ケアマネジメント事業等の在宅福祉サービスを中心とした自主事業の積極的な実施により、財団独自の自主財源の確保に努め、その利益をその他すべての福祉サービスに還元しながら、経営を行っています。

将来的にも、健全かつ、質の高い事業活動を実施するため、また、自主・自立的な持続性のある財団運営を推進するため、公益性を担保した自主財源の確保に努めます。

これには、職員一人ひとりが、事業実施に関わる収支バランスを意識する事や、創意工夫による経費の節減、経営的・経理的知識の向上が重要となります。

現在の事業を持続させていくために、また、新たな福祉サービスを研究・開発し、それを継続的・安定的に推進するためにも、財団職員が一丸となって健全な経営の推進に向けた取り組みを進めます。

重点取り組み項目

○安定的な経営の推進

安定的な経営基盤の確立

公益性を担保しつつ自主財源の確保を行うとともに、経営状況の把握と計画的で効率的な予算の執行管理を行う事で、安定した経営基盤の確立を図ります。

予算執行・管理に関する研修の実施

職員が一定のレベルで経営に関する知識を習得し、予算・決算や契約等の知識や一連の流れを身に付けることで、経営の透明性の保持と効率化、またその意識付けを図ります。

契約規則の策定・財務会計マニュアルの刷新(新)

適切な予算の管理・執行のため、現行の契約及び会計処理について再検討を行うとともに、新たな規則・マニュアルの策定を進めます。

これまでの取り組み

◆経営改善に向けた検討・取り組み

◆法人管理部門の強化

3 地域福祉を担う職員の育成

さらなる地域福祉の向上と、長期的に安定・継続した事業を行うためにも、企画力や組織運営力のある人材を育成することが必要です。また、市民から信頼される公益財団法人の職員として、質の向上も求められます。

財団は毎年、定期的に接遇研修、人権研修等の基本研修、事業ごとの知識習得を目的とした研修等を実施してきました。

今後も、事務能力や専門知識の習得はもとより、基本研修や、担当部署以外の事業を理解するための事業研修、役職に応じた階層別研修等を実施し、地域福祉を支える専門家集団としての職員の能力や、質の向上、公益財団法人の職員としての自覚と意欲を最大限に引き出します。

そして、研修の実施と同様に、重要なのが職員満足度の向上です。一般的にも、働きやすさ、労働環境、人間関係、福利厚生等各種の満足度の向上を図ることは、職員一人ひとりの働く意欲を高めると考えられています。

そのため、財団の職員であることを誇りに思えるような職場づくりを行い、満足度の向上を図ることで、自ら考え自ら行動するといった職員自身の意欲や質の向上を目指します。

重点取り組み項目

○財団職員の人材育成の推進

職員の質の向上のための研修の強化

階層別研修や、就業年数に応じた研修を強化し、知識・技術の習得だけでなく、組織の一員として自ら考え、自ら行動するといった職員自身の質の向上を目指します。

内部研修の継続実施と拡充・強化

コンプライアンス研修、接遇研修、交通安全研修、人権研修等について、現行の研修内容を再検討とともに、業務内容にかかわらず、全職員に実施徹底することで、常に市民から信頼される職員を育成します。



職員研修

IV 実施計画

地域へ働きかけのできる専門職の育成

サービスを組み合わせるだけではなく、生活全体を支援するために、本人や家族、地域等の関係性を意識した働きかけができる専門職を育成するためのプログラムを検討します。

○職員満足度(ES)の向上

自己啓発支援制度^{※1}の導入検討(新)

採用した職員の定着、能力向上を図るとともに、職員満足度を高めるためにも、福利厚生の一環として、自己啓発支援制度の導入について検討を行います。

職員満足度調査の実施(新)

働きやすさ、組織内における労働環境、人間関係、福利厚生などに対する満足度を調査し、数値という形で定量的に示すことによって、課題を明確にするとともに、その課題を改善していくことで、職員の定着率やモチベーション向上につなげます。

これまでの取り組み

◆専門性を高める職種別研修の実施

目標設定

指標	基準値(H30)	目標値(R7)
■育児休業の取得率	男性0% 女性100%	男性10% 女性100%
■年次休暇の取得日数	10日	15日
■職員研修の受講 (階層別研修 受講率)	85% (R1受講率)	100%
(福祉・医療等専門職のスキルアップ研修 受講回数)	1人当たり5回	1人当たり8回

用語解説

※1 自己啓発支援制度：職員教育の一環として運用される学習制度。

資料編

1 定款

公益財団法人岡山市ふれあい公社定款

平成25年7月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岡山市ふれあい公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岡山市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができる社会の実現に向けて、必要な人材育成等条件整備を推進するとともに、市民と一緒に地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の福祉・健康・生涯学習の増進のための普及啓発、人材育成並びに調査・研究開発事業
- (2) 児童の健全な育成に関する事業
- (3) 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業（介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービス事業を含む）
- (4) 岡山市が設置するふれあいセンター等の管理運営事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岡山県岡山市において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表において表示した財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを定めた財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- (基本財産の維持及び処分)
- 第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。
- (財産の管理・運用)
- 第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。
- (事業計画及び収支予算)
- 第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。
- (事業報告及び決算)
- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定期評議員会に提出するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

1 定款

- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項及び第3項の書類(定款を除く)については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員5名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となつたことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となつた者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 11 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(評議員の欠格事由)

第14条 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条各号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号口に該当する罪又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年度総額500,000円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

1 定款

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(会長及び議長)

第22条 評議員会に会長を置く。

2 会長は、評議員会において、評議員の互選により選定する。

3 評議員会の議長の選出については、別に定める。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第24条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人1人以上が署名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上14名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

1 定款

- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 5 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
 - 5 理事長、副理事長、常務理事の職務権限は、理事会が別に定める。
 - 6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要な場合に意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しく

は定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の欠格事由)

第30条 次に掲げる者は、この法人の役員となることができない。

- (1) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第6条各号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第33条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

1 定款

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、別に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第35条 この法人は、役員の法人法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第35条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催及び招集)

第38条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、議長は副理事長がこれに当たる。

3 副理事長に事故があるとき、又は副理事長が欠けたときは、議長は常務理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第28条第6項の規定による報告には適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。ただし、代表理事2名が欠席する理事会については、他の出席した理事も署名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(法令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

1 定款

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、理事会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、岡山市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、岡山市に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 條則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は信朝寛、副理事長は佐古親一、常務理事は齊藤晴雄とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高谷茂男	荒木 誠	池上正和	石本傳江
鬼木のぞみ	木谷忠義	佐々木基彰	寺田和子
中原佑介	山上 勤	横山 學	渡辺四郎

附則

この定款は、平成27年6月16日から施行する。

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第6条関係)

財産種別	金額
預金・有価証券	100,000,000円

2 沿革

平成 4年10月14日	岡山市により設立
平成 5年 5月19日	岡山ふれあいセンター開館
平成 8年 8月 9日	西大寺ふれあいセンター開館
平成10年 4月 1日	北ふれあいセンター開館
平成10年 6月 1日	西ふれあいセンター開館
平成11年 4月12日	南ふれあいセンター開館
平成12年 4月 1日	介護保険事業開始 (居宅介護支援事業・訪問介護事業・通所介護事業)
平成18年 4月 1日	各ふれあいセンターの指定管理者として管理運営開始 地域包括支援センター事業開始
平成22年 4月 1日	岡山市ウェルポートなださきの指定管理者として管理運営開始
平成24年 6月 1日	岡山市ふれあい介護予防センター 開所
平成25年 7月 1日	財団法人から公益財団法人へ移行

公益財団法人 岡山市ふれあい公社 中期計画

発行：公益財団法人 岡山市ふれあい公社
〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2
TEL.086-274-5201
<http://www.okayama-fureai.or.jp>